

民主党の「独占禁止法改正案」のポイント 脱・談合社会、21世紀型「経済憲法」に向けて

(1)明確・公正なルール

曖昧で実効性の低い現行の「課徴金」を改め、事業者の自主申告や法令遵守の度合い、繰返し違反などに対し、柔軟に「制裁金」を減らしたり、増やしたりする『行政制裁金』を導入します。

- 行政制裁金の基準率を設定し、累犯には加算、捜査協力企業等には減算のルールを設ける



うちの会社は、公取にも協力してるのに。機械的に、硬直的にかかる乱暴な「課徴金」はやめてもらいたいよー。

(2)透明な手続き・審判:

公平な審判を行うために、法律・司法に通じた専門家を積極的に登用し、審査・調査部門に明確なファイアーウォールを設けます。

- 審判官の増員、法曹有資格者を過半数
- 行政制裁金減免調査官の設置
- 透明な審判手続への見直し



(3)官製談合を撤廃

官製談合の横行を許している現行制度の抜本改正をはかり、民間だけが悪者になる「官尊民卑」の構造を直します。

- 官製談合防止法等にメス
- 「官尊民卑」の構造の是正
- 発注官庁職員の行為の申告者
→行政制裁金2割減算



「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」について

-民主党案及び政府案との比較表-

項目	民主党案	政府案
課徴金（行政制裁金）の算定率	<ul style="list-style-type: none"> ●課徴金の名称を「行政制裁金」に変更 ●行政制裁金の基準率を設け、当該基準率を基礎として加算・減算ルール適用 ●過去10年以内に、1回に限り違反行為をしたことのある事業者は50%、2回以上違反行為をしたことのある事業者は100%を加えた算定率を適用 	<ul style="list-style-type: none"> ●過去10年以内に違反行為をしたことのある事業者は算定率を50%加算 ●早期にやめた事業者は算定率を20%軽減
課徴金（行政制裁金）の減免制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●立入検査前の1番目の申請者→10割減算、2番目→5割減算 ●企業の法令遵守の実施、証拠収拾への協力を評価し最大3割減算 ●発注官庁職員の行為を申告した者→さらに2割減算 	<ul style="list-style-type: none"> ●立入検査前の1番目の申請者→10割減算、2番目→5割減算、3番目→3割減算 ●立入検査前の申請者とあわせて3番目まで3割減算
行政制裁金減免調査官の設置	<ul style="list-style-type: none"> ●公取委の裁量が不当に行使されることがないように、「行政制裁金減免調査官」を設置 	
課徴金（行政制裁金）と法人刑罰の調整<二重処罰>	<ul style="list-style-type: none"> ●行政制裁金と法人刑罰併科の際、前者から罰金額の全額を控除 	<ul style="list-style-type: none"> ●課徴金と法人刑罰併科の際、前者から罰金額の1/2に相当する額を控除
審判官の定員等	<ul style="list-style-type: none"> ●定員を5名から20名とし、審判官の過半数を法曹有資格者に 	<ul style="list-style-type: none"> ●定員は政令で定める

項目	民主党案	政府案
審判手続の見直し	●納付命令の手続を含む審判手続についても、2年以内に法律の見直しを行う	●排除措置命令に係る審判手続の終了の前に課徴金の納付命令を出せる
排除措置命令ができる期間の変更	●違反行為がなくなった日から2年（現行1年）とする	●3年に変更
官製談合防止法等の見直し	●2年以内の法律の見直しに加え、別途、1年以内の官製談合防止法等の見直しについて明記	●2年以内の法律の見直しに触れるのみで、官製談合防止法等の見直しには触れず

-両法案に共通する主な点-

- 算定率(基準率)の変更(●製造業等:大企業 10%、中小4%<現行6%と3%>、●卸売業:大企業2%、中小1%<現行1%>、●小売業:大企業3%、中小 1.2%<現行2%と1%>)→(加算ルールの違いから民主党案で最大 20%、政府案で最大 15%となる)
- 刑事告発のための犯則事件の調査権限導入
- 課徴金(行政制裁金)の適用範囲を、価格カルテル等から価格・数量・シェア・取引先を制限するカルテル・支配型私的独占、購入カルテルに拡大